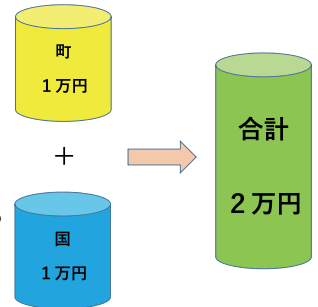


令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国)及び 上三川町子育て世帯への臨時特別給付金(町独自)を支給します！

▶支給対象者=令和2年4月分(4月から高校1年生となっている場合は3月分)の児童手当の受給者
※所得制限限度額超過により特例給付(児童1人につき5,000円)を受給している方は対象外です。

▶支給額=①対象児童1人につき、1万円
(国：子育て世帯への臨時特別給付金)
②対象児童1人につき、1万円
(町独自：上三川町子育て世帯への臨時特別給付金)
※口座へは①と②の合計額(児童1人あたり2万円×対象児童数)で振り込みます。



▶支給日=6月17日に支給を予定しています。
(公務員の方は7月下旬から随時支給を予定しています。)

▶申請について=申請は不要です。ただし、公務員の方のみ
10月31日までに申請が必要です。
詳細は町ホームページで確認をお願いいたします。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎569130



事業者向け緊急経済対策について

○上三川町新型コロナウイルス緊急支援助成金

▶支援の目的=国の「持続化給付金」の対象とならないが、影響を受けている町内事業者を支援

▶対象者=次に掲げる①②③の全てを満たすこと

①商工会法第2条に定める者で、法人の場合は町内に登記上の本店を有し、町内で事業を行っている者とし、個人事業主の場合は、町内で事業を行っている町内在住者(2020年1月1日時点で住民登録している方)とする。

②資本金10億円未満であること。

③2019年12月1日時点で町内で事業を行っており、今後も、継続する予定であること。

▶支給要件=売上高が前年同月比30%以上50%未満減少した事業者

▶助成額=法人、個人事業主問わず 一律 10万円

▶申請期間=5月18日(月)から7月31日(金)まで



○上三川町新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金

▶支援の目的=町内における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県知事が行った休業要請に応じる等した町内事業者に対し、協力金を支給

▶対象者及び支給要件=2020年4月17日時点で町内において営業の実態があり、

①県協力金の支給決定を受けている事業者
又は

②県協力金の休業期間以外の支給要件を満たし、かつ、
4月26日から5月6日まで休業していた飲食店

▶助成額=①の事業者10万円 ②の飲食店7万円

▶申請期間=5月18日(月)から7月31日(金)まで

※申請書類につきましては、町HPよりダウンロードできます。

▶問い合わせ先=制度に関すること：商工課 商工振興係 ☎569150

申請手続きに関する相談窓口：上三川町商工会 ☎562206



かみたんメールの登録はこちら
t-kamitan-mail@sg-m.jp



人口と世帯【令和2年5月1日現在】

人口：31,240人(-48) 世帯数：12,051世帯(±0)
男性：15,980人(-27) 女性：15,260人(-21)